

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	三五
告示	競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程	三五
	生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三六
	生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	三七
	生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三七
	生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	三六
	生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	三六
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三六
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	三六
公告	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三九
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	三九
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四〇
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件六件	四〇
	福島県警察本部	四〇
	一般競争入札を行う件	四四
正誤		四五
	平成二十五年五月十七日付定例第二千四百八十七号中	四五

規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第五十一号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「協同組合連合会」の下に「（以下「事業協同組合等」という。）」を加え、同条第三項中「一・〇五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同項第一号中「又は協同組合の組合員等」を「若しくは協業組合の組合員若しくは所属員（以下「組合員等」という。）」に改める。

別表3の項中「事業協同組合」を「事業協同組合等」に改め、「協同組合連合会」を削り、「又は出資会社」を「若しくは出資会社又は事業協同組合等若しくは協業協同組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」に改め、同表の項中「又は協業組合」を「、協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」に改め、同表の項中「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）」を「組合員等」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで貸貸するものを除く。）」を削り、同表の項中「事業協同組合若しくは協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合」を「事業協同組合等又は事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」に改め、同表10の項中「事業協同組合、協同組合連合会」を「事業協同組合等」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告 示

福島県告示第三百六十七号

1 平成二十五年六月一日から同月三十日まで資格(福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百四十五号及び第二百六十四号第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。))を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。の審査を申請する、警戒区域等(原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。))により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内にのみ支店があつた法人(以下「警戒区域等内法人等」という。))は、当該申請に係る審査基準日(資格の審査の基準となる日)をいう。以下同じ。を平成二十三年三月十一日とする。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。))第二の第二号中「西暦における奇数年(以下「奇数年」という。))の一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌々年の」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号(中「奇数年の一月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「年の」とあるのは「年の翌々年の」とする。)

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件(平成二十四年福島県告示第四百一号)による改正前の五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているものうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものにつ

いては、五十九号告示第四の第二号(五)中「国際標準化機構が定める規格(以下「国際規格」という。))ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。))、平成二十三年七月新潟・福島豪雨(平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害)についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第二百六十三号)により指定された激甚災害をいう。))又は平成二十三年台風第十五号による災害(平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害)についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第三百二十二号)により指定された激甚災害をいう。))をいう。以下同じ。に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績」と、五十九号告示第六の第一号(ア)中「国際規格ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日(第二号)五)にあつては、平成二十五年一月一日」とする。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤雄平
(入札監理課)

福島県告示第三百六十八号
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤雄平
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、六一三円」を「四、五〇三円」に、「二二、九五四円」を「二二、九三五円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇二八円」を「五、〇〇七円」に、「二二、九五四円」を「二二、九三五円」に改め、同表二十五

歳以上三十歳未満の項中「五、六四八円」を「五、六一八円」に、「一三、〇九〇円」を「一三、六三四円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、二〇八円」を「六、一一二円」に、「一五、九四四円」を「一六、一三〇円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、六四七円」を「六、五二七円」に、「一八、四九八円」を「一八、五三五円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、九一五円」を「六、七四一円」に、「二二、六八五円」を「二二、九一一円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、九〇三元」を「六、八六一円」に、「二三、五二四円」を「二四、四五五円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、五五一円」を「六、四七九円」に、「二四、五五一円」を「二四、九九五円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、七五七円」を「五、八一円」に、「二三、〇五二円」を「二三、一七一円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、六〇二元」を「四、六八三元」に、「一九、〇九〇円」を「一九、八一六円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、二四七円」を「一四、三七六円」に改め、同表七十歳以上の項中「一二、九五四円」を「一二、九三五円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程（本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一三、〇九〇円」を「一三、六三四円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一五、九四四円」を「一六、一三〇円」に改める部分、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「一八、四九八円」を「一八、五三五円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「二一、六八五円」を「二二、九一一円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二三、五二四円」を「二四、四五五円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二四、五五一円」を「二四、九九五円」に改める部分、五十五歳以上六十歳未満の項中「二三、〇五二円」を「二三、一七一円」に改める部分及び六十歳以上六十五歳未満の項中「一九、〇九〇円」を「一九、八一六円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太平寺整形外科クリニック	福島市太平寺字堰ノ上九一―三	平成二十五年三月一日
やまおクリニック	福島市笹谷字谷地南三二―一六	同
かべや耳鼻咽喉科	会津若松市千石町九一―二〇	同
明溪醫院	白河市明戸九八―二	同
入野歯科医院	福島市三河南町一四―七	同
クリニックおおまち歯科	白河市登り町二二	同
山田歯科医院	田村郡小野町大字小野新町字東馬番三一―一	同
太平調剤薬局	福島市太平寺字堰ノ上九〇―一五	同
うさぎ薬局とやの店	福島市鳥谷野字宮畑六五―二	同
うさぎ薬局野田町店	福島市野田町一―一三―一五	同
うさぎ薬局南沢又店	福島市南沢又字松北町二―一四―一五	同
うさぎ薬局せのうえ店	福島市瀬上町字寺前一―一―二	同
千石調剤薬局	会津若松市千石町九一―二三	同
ゼネファーム薬局小浜店	二本松市小浜字新町一九	同

（社会福祉課）

福島県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地
変 更 前	医療法人誠愛会原町中
変 更 後	医療法人誠愛会南相馬中
	南相馬市原町区橋本町一―三

中央産婦人科医院

中央医院

— 1 —

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 廃止年月日

やまおクリニッケ 福島市笹谷字稲場二八一五 平成二十五年二月二十八日

医療法人鏡湖外科胃腸科 会津若松市古川町一〇一八 同 年三月三日

クリニッケおおまち 白河市登り町二二 同 年一月三十一日

福島県立喜多方病院 喜多方市字稲清水二二三四 同 年三月三日

クリニッケおおまち歯科 白河市登り町二二 同 年一月三十一日

山田歯科医院 田村郡小野町大字小野新町字東馬番三一 平成一七年四月二二日

薬局おくすり本舗桜台店 福島市田沢字桜台三六一八 平成二五年一月三十一日

うさぎ薬局とやの店 福島市鳥谷野字宮畑六五一一 同 年三月三十一日

うさぎ薬局野田町店 福島市野田町一―一三一五四 同 年三月三十一日

うさぎ薬局南沢又店 福島市南沢又字松北町二一―一四一五 同 年三月三十一日

うさぎ薬局せのうえ店 福島市瀬上町字寺前一―一二二 同 年三月三十一日

コスモ調剤薬局喜多方店 喜多方市字北町上一 同 年三月三十一日

福島県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十五年五月二十四日

(社会福祉課)

名 称 所 在 地 休止年月日

調剤薬局けやき鹿島店 南相馬市鹿島区鹿島字町一五七 平成二四年五月一日

堀切薬局 福島市飯坂町湯野字湯ノ上三六 平成二五年一月四日

福島県告示第三百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十五年五月二十四日

氏 名 住 所 施術所名 福島県知事 佐藤雄平

折笠 鶴平 郡山市田村町下道 ふれあい心の 須賀川市影沼町一一 平成二五年四月一日

渡字大森七一 サービス 一一三 同 同

佐藤 敬一 須賀川市小作田字 同 同

山ノ坊四六一八 同 同

福島県告示第三百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十五年五月二十四日

氏 名 住 所 施術所名 福島県知事 佐藤雄平

安田 真也 須賀川市岡東町四 ふじ整骨院 須賀川市芦田塚一八 平成二五年三月一日

福島県告示第三百七十五号

(社会福祉課)

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年五月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
C O O P バリユーしおかわ 福島県喜多方市塩川町栄町三丁目三番地四
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）生活協同組合コープあいつ
代表理事 熊谷 純一
 - （変更後）生活協同組合コープあいつ
代表理事 荒井 信夫
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）福島県喜多方市字二丁目四千六百六十九番地二
生活協同組合コープあいつ
代表理事 熊谷 純一
 - （変更後）福島県喜多方市字二丁目四千六百六十九番地二
生活協同組合コープあいつ
代表理事 荒井 信夫
- 三 変更した年月日
平成二十二年七月十三日
- 四 届出年月日
平成二十五年五月十三日
- 五 届出をした者
生活協同組合コープあいつ

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年五月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
C O O P バリユーしおかわ 福島県喜多方市塩川町栄町三丁目三番地四
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）午前十時（ただし、年間百日午前九時）
（変更後）午前九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時四十五分から午後十時まで（ただし、年間百日午前八時四十分から午後十時まで）
五分から午後十時まで
 - （変更後）午前八時四十五分から午後十時まで
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年七月十九日
- 四 届出年月日
平成二十五年五月十三日
- 五 届出をした者
生活協同組合コープあいつ

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年五月十四日次のとおり指定した。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
須賀川瓦斯株 式会社	須賀川市卸町四四 番地	平成二五年五月一四日から平 成三〇年三月三二日まで	須賀川市北上町八四 番地一
同	同	同	田村市船引町東部台 四丁目一一番地
同	同	同	石川郡石川町長久保 二四六番地の一

（出納総務課）

公 告

公告第四百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十三日
福島県知事 佐藤 雄 平

二 名称
特定非営利活動法人復興ヨーガの風

三 代表者の氏名
今村 幸子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市上野寺字館四十七番地の二

五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災の被災者に対して、ヨーガ療法の普及に関する事業を行い、被災者の健康の回復に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十六日

二 名称
特定非営利活動法人マグノリアの灯

三 代表者の氏名
山本 忍

四 主たる事務所の所在地
福島県石川郡玉川村大字四辻新田字諏訪平百二十五番地

五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災、原発事故による放射能汚染に対して、環境の改善、人々の健康増進に関する事業を、地球規模の視座、長期的な展望を持って継続的に行い、人類の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月十日

二 名称
特定非営利活動法人達南精神保健福祉会

三 代表者の氏名
菅野 善昭

四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡川俣町字新中町五番地

五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十四日

二 名称
特定非営利活動法人福島医療・ICT研究会

三 代表者の氏名
奥 真也

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市堤下町十三番八号

五 定款に記載された目的
この法人は、国民に対してICT（Information Communication Technology）により先進的な医学・医療技術を活用した医療サービスを提供するためのソフトウェア開発と、医療改革においてICTが中心的な役割を担う必要があるべきと考え、事業者（医療機関や大学（学）、行政（官）等を連携させて、情報の有効活用を推進する為の活動支援を行う。これにより、より良い医療サービスを推進する保健医療福祉地域作りと環境基盤作り）に寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年五月二十四日

平成二十五年五月二十四日

土地改良区の名称
請戸川土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員
氏名

住所

理事 井戸川 克隆

双葉郡双葉町大字郡山字馬場一一六番地

就任した役員
氏名

住所

理事 伊澤 史朗

双葉郡双葉町大字新山字下条一二六番地の一

(農村計画課)

公告第百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
広野町土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 根本 唯一郎

双葉郡広野町大字折木字高倉一七番地

同 鯨岡 孝行

同 郡同 町大字下浅見川字久保一番地

同 渡邊 正俊

同 郡同 町大字上北迫字北の内前三番地

同 門馬 巧

同 郡同 町大字上北迫字土ヶ目木五番地

同 芳賀 吉幸

同 郡同 町大字上浅見川字大谷内五七番地

同 大和田 義英

同 郡同 町大字下北迫字東町一四番地

同 渡邊 乙彦

同 郡同 町大字折木字上原八五番地

同 秋田 賢

同 郡同 町大字折木字西の沢九三番地一

同 根本 賢仁

同 郡同 町大字下浅見川字松下一二番地

同 根本 幸一

同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地

就任した役員
氏名

住所

理事 根本 唯一郎

双葉郡広野町大字折木字高倉一七番地

同 大和田 義英

同 郡同 町大字下北迫字東町一四番地

同 渡邊 正俊

同 郡同 町大字上北迫字北の内前三番地

同 門馬 巧

同 郡同 町大字上北迫字土ヶ目木五番地

同 根本 安知

同 郡同 町大字上浅見川字長畑五三番地一

同 猪狩 和也

同 郡同 町大字下浅見川字久保六番地

同 渡邊 乙彦

同 郡同 町大字折木字上原八五番地

同 監事 根本 賢仁 同 郡同 町大字下浅見川字松下一二番地
同 秋田 賢 同 郡同 町大字折木字西の沢九三番地一
同 松本 幸一 同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地

(農村計画課)

公告第百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
飯館村土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 菅野 典雄

相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地

同 末永 瑞夫

同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地

同 山田 進

同 郡同 村伊丹沢字山田八二番地

同 菅野 智

同 郡同 村草野字大北九五番地

同 庄司 久

同 郡同 村小宮字反田七五番地

同 高橋 松一

同 郡同 村須萱字水上三八二番地

同 赤石澤 正夫

同 郡同 村飯樋字前田一六八番地

同 赤石澤 典彦

同 郡同 村飯樋字大平二〇〇番地

同 細川 敏夫

同 郡同 村飯樋字大火三二三番地

同 菅野 賢治

同 郡同 村比曾字中比曾四一五番地

同 菅野 義人

同 郡同 村松塚字松塚一〇〇番地

同 佐藤 忠義

同 郡同 村前田字福田六五番地

同 八巻 良清

同 郡同 村草野字沢目木二一番地

同 伊東 利

同 郡同 村関沢字大橋一一五番地

同 古川 信

同 郡同 村飯樋字町一七〇番地

就任した役員
氏名

住所

理事 菅野 典雄

相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地

同 末永 瑞夫

同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地

同 木幡 良勝

同 郡同 村伊丹沢字山田二二五番地

同 菅野 智

同 郡同 村草野字大北九五番地

同 庄司 久

同 郡同 村小宮字反田七五番地

同 高橋 松一

同 郡同 村須萱字水上三八二番地

同 赤石澤 正夫

同 郡同 村飯樋字前田一六八番地

同 赤石澤 典彦

同 郡同 村飯樋字大平二〇〇番地

同 細川 敏夫 同 郡同 村飯樋字大火三二三番地
 同 菅野 義人 同 郡同 村比曾字中比曾四一五番地
 同 菅野 賢治 同 郡同 村松塚字松塚一〇〇番地
 同 佐藤 忠義 同 郡同 村前田字福田六五番地
 同 八巻 良清 同 郡同 村草野字沢目木二一番地
 同 伊東 利 同 郡同 村関沢字大橋一一五番地
 同 古川 信 同 郡同 村飯樋字町一七〇番地

(農村計画課)

公告第百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
 平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 高木用水土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 川名 一幸 本宮市高木字赤木三六一番地一
 菊地 章 同 市高木字戸崎九四番地三
 千葉 清 同 市高木字北ノ脇二二番地の二
 同 根本 守 同 市高木字久保四七番地
 同 佐々木 正一 同 市高木字大学一三番地の四
 同 根本 博 同 市高木字原一二番地一
 同 増子 博 同 市高木字大屋敷三八番地
 同 日向 一雄 同 市高木字久保三五番地
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 増子 秀樹 本宮市高木字躰三一一番地
 増子 喜一 同 市高木字辻向七二番地
 同 増子 昭治 同 市高木字 向三二番地三
 同 菊地 和人 同 市高木字山王川原一一番地
 同 遠藤 巖 同 市高木字根岸三七番地一
 同 根本 博 同 市高木字原一二番地一
 同 根本 市徳 同 市高木字原一五番地一
 同 太田 雅久 同 市高木字北ノ脇三〇番地

(農村計画課)

公告第百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
 平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 赤羽新屋敷土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 江尻 光男 石川郡石川町大字赤羽字森屋段一一五番地の二
 同 江尻 啓 同 郡同 町大字赤羽字新宿一〇八番地
 同 水野谷 公雄 同 郡同 町大字赤羽字新宿六〇番地
 同 佐川 利秋 同 郡同 町大字赤羽字達中久保六四番地
 同 藤田 浩伸 同 郡同 町大字赤羽字新宿一一七番地
 同 郷 三記雄 同 郡同 町大字新屋敷字塩塚四一番地
 同 郷 善之 同 郡同 町大字新屋敷字新覚二九番地
 同 郷 勝重 同 郡同 町大字新屋敷字塩塚四番地の一
 同 吉田 家継 同 郡同 町大字新屋敷字鳥内二六番地
 同 佐川 正弘 同 郡同 町大字赤羽字森屋段六六番地
 同 郷 誠一 同 郡同 町大字新屋敷字新覚五一一番地の一
 同 野内 武夫 同 郡同 町大字新屋敷字新覚五一一番地の一
 同 野内 武夫 同 郡同 町大字新屋敷字鷹ノ巣五八番地の三
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 江尻 義男 石川郡石川町大字赤羽字新宿一〇〇番地
 同 佐川 静夫 同 郡同 町大字赤羽字新宿二二番地
 同 佐川 力夫 同 郡同 町大字赤羽字森屋段四八番地
 同 江尻 滋 同 郡同 町大字赤羽字新宿一二七番地
 同 佐川 泰治 同 郡同 町大字赤羽字新覚二二三番地
 同 小湊 健 同 郡同 町大字赤羽字葦草二五番地
 同 郷 誠一 同 郡同 町大字赤羽字葦草二五番地
 同 三瓶 正一 同 郡同 町大字新屋敷字新覚五一一番地の一
 同 三瓶 一 同 郡同 町大字新屋敷字新覚六五番地
 同 吉田 博 同 郡同 町大字新屋敷字村山一三番地の二
 同 佐川 正弘 同 郡同 町大字新屋敷字鳥内一四番地のイ
 同 國井 松夫 同 郡同 町大字赤羽字森屋段六六番地
 同 吉田 謙次 同 郡同 町大字新屋敷字村山五番地
 同 吉田 謙次 同 郡同 町大字新屋敷字鷹ノ巣五八番地の八

(農村計画課)

公告第百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十五年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 三本木 規

同 大越 一紀

同 矢吹 照男

同 横田 徳夫

同 熊田 俊雄

同 服部 義夫

同 宗形 隆

同 福田 文雄

同 安田 博

同 車田 次夫

同 石森 春男

同 石井 清春

同 田子 武幸

同 宗形 徳次

同 鈴木 茂夫

同 加納 武夫

同 二瓶 義雄

同 吉田 達夫

同 鈴木 清一

同 小豆畑 茂美

同 清野 宏

同 大野 峯

同 鈴木 喜四郎

同 北條 一明

同 石井 文和

同 大竹 與吉

同 本宮 勝正

就任した役員

役別 氏名

理事 遠藤 幹一

同 熊田 健雄

同 山田 俊郎

住所

郡山市田村町正直字南三四番地

同 市田村町大供字西原八七番地

同 市田村町岩作字坂ノ上六九番地

同 須賀川市塩田字中屋敷一二四番地

同 市小倉字長久保二三番地

同 市下小山田字八沼九七番地

同 市雨田字寺後五番地

同 市日照田字館二五番地

同 市狸森字大内作八七番地

同 石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

同 郡同 村大字山小屋字的場五番地

同 郡同 村大字竜崎字糺屋一二〇番地

同 郡同 村大字川辺字武道一八一番地

同 郡同 村大字南須釜字長内四七番地の一

同 郡同 村大字北須釜字堀ノ内六九番地

同 郡同 村大字石川町字響取五四番地の八

同 郡同 町大字中野字水内四九番地の一

同 郡同 町大字曲木字古内四三番地

同 郡同 町大字母畑字樋田一六五番地

同 郡同 町沖ノ田輪四五番地

同 郡同 町大字沢井字十三塚三四番地の一二

同 郡同 町大字赤羽字新宿一三〇番地

同 白河市東上野出島字谷地前一番地五

同 市東下野出島字横山三六番地

同 須賀川市大栗字池ノ久保二三八番地二

同 石川郡玉川村大字岩法寺字下竹ノ内二〇番地

同 白河市東上野出島字板倉前一九三番地

住所

郡山市田村町御代田字内手一番地の五

同 市田村町守山字中町一六番地

同 市田村町谷田川字町畑二二一番地

同	塩田 登	須賀川市塩田字石戸屋一一一番地一
同	二瓶 政甲	同 市小倉字田畑一〇二番地
同	水野 正仁	同 市下小山田字孫八内九七番地
同	宗形 隆	同 市雨田字寺後五番地
同	福田 文雄	同 市日照田字館二五番地
同	安田 博	同 市狸森字大内作八七番地
同	車田 次夫	同 石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地
同	石森 春男	同 郡同 村大字山小屋字的場五番地
同	鈴木 忠雄	同 郡同 村大字竜崎字四斗蒔二一番地の五
同	田子 武幸	同 郡同 村大字川辺字武道一八一番地
同	宗形 徳次	同 郡同 村大字南須釜字長内四七番地の一
同	矢吹 忠吉	同 郡同 村大字吉字中平一一二番地の二
同	加納 武夫	同 郡同 町大字石川町字響取五四番地の八
同	二瓶 義雄	同 郡同 町大字中野字水内四九番地の一
同	草野 傳明	同 郡同 町大字曲木字仲ノ内九〇番地
同	関根 功	同 郡同 町大字塩沢字表四番地
同	小豆畑 茂美	同 郡同 町沖ノ田輪四五番地
同	瀬谷 寛隆	同 郡同 町大字沢井字観音山二二番地の一
同	大野 峯	同 郡同 町大字赤羽字新宿一三〇番地
同	鈴木 喜四郎	同 白河市東上野出島字谷地前一番地五
同	北條 一明	同 市東下野出島字横山三六番地
同	駒塚 英明	同 郡山市田村町守山字彌明二五七番地の一
同	清野 宏	同 石川郡石川町大字沢井字十三塚三四番地の一二
同	本宮 勝正	同 白河市東上野出島字板倉前一九三番地

福島県警察本部

(農村計画課)

福島県警察本部公告第61号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける汎用電子計算システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年5月24日

福島県警察本部長 平井 興 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 汎用電子計算システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年6月19日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚程度が入る大きさで、240円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月3日（水）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月2日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of products for lease : All-purpose Electronic Computer System 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 3 July 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 2 July 2013
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

一三四	下	一	生涯学習センター輝ら里	生涯学習センター輝ら里	○平成二十五年五月十七日付け定例第二千四百八十七号中	ページ	正	正 誤
						段	誤	
						行		